

令和2年4月から花の里こども園に通園する

町内在住の全ての児童の**保育料・給食費を無償化**します

令和元年10月から国が実施する幼児教育・保育の無償化制度により、3歳から5歳（1号認定・2号認定）のお子さんの保育料が無償となりました。また給食費は、本来国の制度の対象外ですが、町独自に全額助成しています。

月形町では、令和2年4月からこの制度に加え、町内に住民登録がある0歳から2歳（3号認定）のお子さんについても保育料・給食費を全額無償とし、月形町認定こども園「花の里こども園」に通園する全てのお子さんの保育料・給食費が無償化となります。

（1）無償化対象者

月形町に住民登録がある、0歳6ヶ月から6歳（満6歳に達する以後最初の3月31日）までのお子さん

（2）無償化の対象となる経費

月形町から教育・保育給付認定を受けたお子さんのうち「花の里こども園」に通園するお子さんの保育料・給食費

※教育・保育給付認定…1号認定、2号認定、3号認定

（3）無償化の対象とならない経費

- ・ 一時的保育事業の保育料・給食費等の費用
- ・ 預かり保育事業の保育料（1号認定のお子さん対象）
- ・ 延長型保育サービス事業の保育料（2号認定・3号認定のお子さん対象）



（4）給食費の助成について

1号認定・2号認定のお子さんの給食費助成のために次の書類等の提出が必要ですので、花の里こども園に提出していただきようお願いいたします。（3号認定のおさんは提出の必要はありません）

印鑑

月形町認定こども園給食費助成金の申請及び受領に係る確認書
（様式は保健センターまたは花の里こども園にあります。）



— お問い合わせ先 —
月形町保健福祉課地域福祉係（保健センター内）
☎53-3155（IP電話共通）

